

『九経調創立60周年講演会』

道州制で地方はどう変わるのか



まつ もと ひで あき
松 本 英 昭

(地方公務員共済組合連合会 理事長)

この講演会報告は、2006年5月10日（水）に開催された地方公務員共済組合連合会
理事長 松本英昭氏による60周年講演会の内容を収録したものである。

道州制の論議の沿革と多種多様な道州制の構想等

わが国において道州制とは、非常に多様な意義に用いられていて、共通の認識が成立していない。皆さんは、広域の地方自治体である道州を念頭に浮かべられるかもしれないが、沿革的にみると必ずしもそうではない。国の出先機関だけをブロックごとに集めたものも道州制と呼ばれているし、地方公共団体と国の性格と両方持った中間的なものも道州制と言わってきた。

道州制については戦前にも議論があった。当時は都道府県知事が官選で、都道府県は地方における國の一般行政地方官庁であったので、今とは根底から異なっている。戦後、都道府県が完全自治体となつたが、道州制はむしろ中央集権的指向の強いものとして唱えら

れてきた。それは、戦後知事が公選になったことへの不安や不信感が背景にあった。そして、中央政府による統制の確立や多すぎる都道府県の整理等といった視点から道州制が唱えられた。

その集大成が、1957年の第4次地方制度調査会の地方制案という答申である。この地方制案は、全国を7から9のブロックに分けて、地方という役所を置く。その地方は、国家的性格と地方公共団体的性格の中間団体とする。地方の長は、地方議会の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。それから、国が地方で処理しなければいけないものを総合して所轄する地方府を置く。地方府の長は、国の役所の地方の長という役職を兼ねるというものだった。

その後、高度経済成長期に入り、都道府県の区域を越える行政事業はますます顕在化してきた。水、道路、著しく集積し始めた大都市圏整備の問題を巡って、道州制あるいは都道府県の合併、連合という考え方もあった。その上に、都道府県には手をつけずに、国の総合出先機関で全部処理をするという案も出てきた。こうした案は、どれも実現しなかった。そこで、都道府県を越えた事務の国への引き上げが始まった。その典型が河川や道路である。

その次に国が新しい権限を設定する。一番顕著に表れているのは大都市圏行政である。首都圏、近畿圏等の計画については、国が所掌する。新たに国の方支分部局を設置し、国の権限を強化する。都道府県が処理することにも国の関与を強めていく。さらに、国の特殊法人である公団・事業団等を新たに作り、その業務を拡大した。そのため、国の行政機構が非常に膨大になり、複雑多様化し、非効率な政府の体系を築いた。

1970年代後半になると、国のレベルで都道府県を越える組織機構の論議は、リアリティを失ってしまう。1981年の18次地方制度調査会の小委員会報告では、現在の都道府県は国民の生活および意識の中に強く定着し、住民意識や行政需要の動向とかかわりなく制度の改編を考えることは重大な問題であるとする意見が大勢を占めた。この時点で中央集権指向的な道州制は、ほぼ完全に消え去った。

その後、道州制への関心が再び浮上してき

たのは、1980年後半からである。今度は、中央集権的な政治行政システムを地方分権的なシステムに転換することを明確に意識して、ここで初めて今日につながる道州制の論理が出てきた。1987年の第4次全国総合開発計画では、多極分散型国土の形成を提唱して、個性豊かで活力ある地域社会の実現のために、地方分権が必要であるとはっきりと打ち出した。それを受けて、1989年12月に国と地方との関係等に関する答申を出した。この中で、現行の都道府県制度の代わりに、広域的な地域行政主体の形成を展望し、広く各界の検討を要請した。

そして、1993年6月に衆議院・参議院の両院において、全会一致で地方分権推進に関する決議が行われた。ここで初めて地方分権の推進が、国家の意思として確定した。同年10月、第3次行革審の最終答申では、道州制の意義について国として幅広い観点から具体的な検討を行う必要があることが記された。1995年、地方分権推進法に基づく地方分権推進委員会が設置され、同年10月、同委員会は地方分権に関する基本的な考え方を示した。しかし、都道府県や市町村の受け皿論議は、いったん棚上げにすることになった。これは、都道府県や市町村の受け皿論を始めると、都道府県や市町村の区域が狭い、あるいは能力がないから、事務権限も財源も移譲できず、国はもっと関与をしなければいけないという議論になってしまふ恐れがあったためである。そのため、地方分権推進委員会は、現在の都

道府県・市町村を前提に分権のあり方を調査・審議することになった。

しかし、地方分権推進委員会が道州制を全く意識していなかった訳でない。地方分権推進委員会は2001年6月の最終報告において、「市町村合併がどの程度まで進捗するかによるが、その帰趨によっては基礎的地方公共団体である市町村のあり方にとどまらず、広域的地方公共団体としての都道府県のあり方の見直しも視野に入れた新たな地方自治制度に関するさまざまな提言が、より現実性を帯びてくる可能性がある。」と指摘している。このような経緯を考えると、次なる地方分権改革の一つとして、受け皿や枠組み論が取り上げられるようになったのは、自然の流れであつたと言えよう。

そこで、2001年11月に設置された27次地方制度調査会では、主として基礎自治体のあり方から取り組んだ。27次地方制度調査会から諸井虔会長になり、私も専門小委員会の委員長になった。ここでは最初に基礎自治体のあり方を取り上げて、今度は合併するならば、同時に住民自治を充実強化するための地域自治区の制度を創設するという答申をした。これは、いずれも法律が成立して制度は動いている。

それから広域自治体については、とりあえず都道府県の合併を市町村の合併と同じように自主的にできるようにした。27次地方制度調査会では、道州制は非常に重大なテーマであるため、基本的な考え方、役割や権限等に

についての論点整理を行った。これを受けて、28次地方制度調査会が、道州制を検討したという経緯になっている。

2004年6月、政府の経済財政運営と構造改革に関する基本方針（いわゆる骨太の方針2004）では、地方分権の推進に向けて道州制の導入に関する検討を本格化させると明言した。

今日的意義の道州制の背景

道州制の論議の背景の根底は、明治以来続いてきたキャッチアップ時代の終焉、成熟社会の到来、グローバル化の進展など、わが国に置かれている立場の大きな変化がある。つまり、わが国はお手本のない多様な価値観が大切にされる時代にあるとともに、競争の時代になり、加えて高齢化と人口減少時代になっている。

わが国には、あらゆる分野において創造的発展のための取組を進め、そのための仕組みを構築する改革が求められている。このことは、第28次地方制度調査会の答申の前文で、「現在、我が国では、人口減少・超高齢化社会の到来やグローバル化の進展など時代の潮流に適切に対応するとともに、将来に向けた創造的発展を図るための改革が進められている。」と表現している。つまり、政治行政分野における「創造的発展」には、地方分権の推進を欠かすことができないことを意味している。

国と地方政府の再構築を考えていかなければ

ば、地方分権はなかなか進まない。その際に、やはり国と基礎自治体との間にある広域自治体制度を抜本的に見直して、新しい地方広域政府という道州制を導入することによって、地方分権を確実なものにすることが必要というのが、総括的な背景になっている。

(1) 市町村合併との関連

市町村合併の進展により、市町村の区域が拡大している。例えば新しい岐阜県高山市の面積は、香川県や大阪府よりも広く、東京都とほぼ同じ面積になっている。それから全国の市町村数は、1999年3月31日に比べると約44%減っている。九州（沖縄を除く）では半分になっている。

合併によって規模能力を増やした基礎自治体には、都道府県から権限がどんどん委譲されている。制度的にまとめて権限を委譲する仕組みとして、政令指定都市、次には中核市、特例市といった制度があり、今後そういうところが増えていくと、都道府県の権限が小さくなる。だから、都道府県の位置付けや役割を再検討しなければならなくなっている。

(2) 広域行政課題の拡大との関係

第2に、都道府県の区域を越える広域行政課題の拡大等との関係である。現在の都道府県の区域や構成は、1888年12月に愛媛県から香川県が分離して以降、全く変わっていない。

戦後、広域事業では、水、道路、人口と機

能の集中が著しい大都市圏整備の問題が、典型的に挙げられ、そういう権限はほとんど国に委譲されている。現在は、同じ交通問題でも、ネットワークとしての交通基盤整備や幅広い視点からの水系管理、あるいは国土保全管理、環境、産業振興、自然的・歴史的な価値の保護と活用、広域警察などが新たな広域事業として挙げられてきている。広域行政課題とは、一つは都道府県を越える広い範囲を持った視点と、もう一つは多くの関係行政分野にわたる総合性の視点が必要である。しかも、こうした視点のもとに、広域行政事業の課題への対応ソフトを構築することが非常に重要になってきている。

都道府県を越える広域行政課題が、これからの都市化と過疎化の同時進行や急速な高齢化、経験したことのない人口減少、情報通信ネットワーク社会の形成、地域社会と国際社会との関係強化に伴い、一層多様なものになるだろう。しかし、現行の都道府県制度のもとでは、広域的な対応には困難が多く、財政的制約等もある。また、都道府県の連携といった手法では推進力や機動力に欠け、プレゼンスも弱い。

(3) 都道府県の格差拡大

第3に、わが国の都道府県の区域と構成は120年にわたって維持されてきたが、現在、都道府県間の格差が大きくなっている。最も多い東京都の人口は最も少ない鳥取県の約21倍もある。大阪府や神奈川県、愛知県も14～

15倍になる。1人当たりの県民所得でも、もちろん東京都が一番多いが、最も少ない県とは約200万円の差ができている。この格差拡大も、道州制論議の背景になっている。

(4) 地方分権の担い手としての役割

第4には、広域自治体として地方分権の担い手との関係である。地方分権一括法によって、国と地方の役割分担に関する基本的な原則が定められ、国の果たすべき役割の重点化の方法が示されている。国が処理している事務権能の中には、現状でも都道府県や広域自治体に移譲することが望ましいものが数多くある。従って、国と地方の役割分担の原則を実現できる地方分権改革の確かな担い手として、基礎自治体や広域自治体には、自己決定と自己責任の原則によって役割を十分果たせる規模・能力・体制等を整えることが求められている。

(5) 都道府県の非効率、非能率の解消

第5には現在の都道府県は、横並び意識によるワンセット主義に陥りやすい。これを国の補助負担金制度が助長している面がある。例えば、九州経済同友会の九州自治州構想では、九州の試験研究機関は、各分野にわたって105機関あるが、同じようなものが各県にある。その上に、国の中官庁の地方支分部局等やその他の出先機関との二重行政があり、都道府県の事務処理を非常に複雑なものと指摘している。

わが国は、少子高齢化、人口減少の時代を迎えて、一方で巨額の財政赤字を抱えている。こうした非効率、非能率は、国や地方公共団体においても是正していかなければならない。私は、そういうところにも道州制の意義があるのではないかと思っている。



道州制の趣意や意義

(1) 地方分権の推進と地方自治の充実強化

道州制の趣意や意義について、答申では「広域自治体改革と道州制」で説明している。

わが国の将来を見通すとき、道州制は国と基礎自治体との間にある広域自治体のあり方を見直すことにより、国と地方の双方の政府を再構築するものである。地方分権を加速させ、国家としての機能を強化する。地方のことは地方に任せて、事務権限、人と組織、財源を三位一体で国から地方に移して、地方自治の仕組みによって処理できるようにする。その可能性を秘めているのが道州制である。

(2) 自立的で活力のある圏域の実現

第2は、地域経営戦略として自立的で活力のある圏域の実現が期待できる。自立的で活力のある圏域とは、圏域内の経済、社会、学術研究、政治行政等の諸活動が相互に連携、補完し合って、相乗効果によって、新たな創造力をはぐくむことである。そのためには、中央集権的な政策プロセスや東京中心の経済政策等にかかわる価値体系から脱却する道を開く必要がある。

九州は、人口・面積・経済力がオランダに匹敵する。ところが、政治行政の主体は複数の都道府県と中央政府の地方支分部局、特別な公法人等など、公の主体がばらばらである。これではパワーを発揮することができない。従って、この広域的な圏域の政治行政の主体をできるだけ統合して、道州制を導入する必

要がある。

(3) 国と地方を通じた効率的な政治行政システムの構築

第3に、広域自治体として「国と地方を通じた効率的な政治行政システムの構築」である。これから政府は効率化を推進しなければならない。人口減少・高齢化社会においては、1人当たりのパワーを高めることしかない。骨太方針では、1人当たりのパワーを「人間力」という言葉で表現している。今、政治行政に使われている「人間力」を高めていく。これができなければ、日本の将来はないだろう。そのためには、国と地方の政治行政システムで非効率、非能率で無責任な体制を改革しなければならない。その道を開くのが道州制である。

私はあえて、この答申の中に、「国と地方を通じた組織や職員、行政経費の削減の目標を定めて実現すべきである」という一文を入れた。道州制を導入すれば、職員も組織も減る。それから経費もこれだけ減ることをきちんと示して国民に問う。

簡潔に道州制の趣意・意義を言うと、道州制のもとでは、地方分権の確実かつ加速的な推進、自立的圏域の形成、政治行政の効率化を同時に達成し得る。ここに非常に大きな意義がある。

私は、道州制の導入は化学であると思う。化学は2種類以上の物質が反応して、全く別の物質に変化していくことをいう。つまり、

私は公の主体が、一緒になって、結合し、反応して、今までと違う優れた地域の政府が生成される。これが道州制ではないかと私は考えている。

28次地方制度調査会の答申

28次地方制度調査会は委員が32人、そのうち国会議員が6人、地方団体の代表の人が6人。それを除いた方々が有識者委員と称して専門小委員会を作った。答申は、各委員の意見を整理してまとめ上げるので、結果として歯切れの悪いものになるのはやむを得ない。最初に、基本的な答申の考え方、構成をお話したい。

答申は、最初に背景を説明した上で、広域自治体改革の必要性を唱っている。2番目に、道州制の導入に関して答申でどういうスタンスを取るかということを言っている。そして、この道州制の具体的な制度の方向として、道州制導入の趣意・意義を整理して述べている。その上で、広域自治体改革の趣旨に則した方向で、道州制の基本的な制度設計を示している。最後に道州制導入の判断とプロセスについて、道州制の導入に関する課題を述べている。

道州制の制度設計に関する基本的事項

道州制の制度設計の基本的事項は3点あり、広域の地方政治行政の主体である道または州は、地方公共団体で、現在の都道府県は廃止する。わが国は、基礎自治体である市町村と

広域自治体の道または州の二層の地方公共団体の構成を探る。制度設計は、現行憲法のもとでも実現可能なものとする。

(1) 道州の区域

道州の区域は、道州制導入の趣意・意義を踏まえて、人口や経済規模、交通、物流、中央政府のこれまでの地方支分部局の管轄区域といった社会的な諸条件、気候や地勢等の自然的条件のほか、歴史的条件や文化的条件も勘案する必要がある。なお、区域の重複および空白はないものとする。

具体的な区域には、国が道州の予定区域を示す。そして、都道府県はその区域内の市町村の意見を聞き、一定の地域内、区域管内に協議により変更案等の意見を定めて、国に提出できる。国は当該意見を尊重して、区域に関する法律案を作成する手続きとなる。答申では、区域例として道数が9、11、13という例を示している。北海道および沖縄は、それぞれ1つの道州とすることにしている。

(2) 道州の事務

現在国が処理している事務の中で、本当に国として処理しなければならないような事務は国にもっとパワーアップしてもらう。それ以外で国が今処理している事務と、都道府県が処理している現在の事務の中で、本当に広域的事務などのエッセンスとなる部分とそうでない部分を分けて、そうでない部分は基礎自治体に委譲していく。広域的な事務として

都道府県の現在のエッセンスとなっているような事務と、国から委譲してきた事務を合わせて一つの道州の事務の体系を作る。

圏域を単位とした社会資本形成の計画および実施、広域的な見地から行うべき環境の保全および管理、人や企業の活動圏や経済圏においていた地域経済政策および雇用政策といった広域事務は、高度な技術や専門性が求められる。

(3) 国と道州の事務配分に関するメルクマール

答申では、国と道州の事務配分に関するメルクマールを掲げている。このメルクマールの中では、国がかかわっている事務の中で、“こういう類の事務は道州制になつたらこういうふうにかわります” ということが書いてある。

ここに3つの大きなポイントがある。今まででは都道府県の県境をまたぐような事務は国が処理する体系になっていた。今後は境界を渡っている事務は共同で処理するか、担当の道州を協議して決めて処理する体制にいかなければならない。



2つ目は、現在国がかかわっている事務の中で、企画立案は国が行い、管理執行は地方公共団体というものがたくさんある。これでは地方分権にはならない。原則として、道州が企画立案から制度の設計、管理執行まで一貫して行う。

第3には、現在国がかかわっている事務の中で事業の規模、性格等、技術が高いものを処理して、その他のものは地方公共団体が処理するかたちになっているものが多数あり、そういうものも、できるだけ道州で処理していく。例えば、国土の骨格をなすような道路は、国が処理していくことになる。そういうことをメルクマールの中で仕訳している。

(4) 道州の組織・機構

それから道州の組織・機構については、道州に議会を置いて、議員は道州の住民が直接選挙する。この場合、直接選挙は必ずしも今のように選挙区選挙だけではなくて、比例代表でもよい。執行機関の長を置いて、長は道州の住民が直接選挙する。その際に、道州になるとかなり権限が大きくなるから、長の多選は禁止する。

(5) 道州と国の関係

道州に対する国の仕組みは、基本的には現行の制度と同じようにするが、関与は大幅に減らしていく。事務の中には、経過的には国から移譲した事務に対する国の関与をある程度認めていかなければいけないものもあるか

ら、そういう事務については関与が認められるような体系にしていく。場合によっては、国が道州の監査委員に監査を請求することができるよう制度にしていく。同時に道州と国の関係する事項について、意見調整を図るための協議の仕組みを設ける。

(6) 道州と市町村の関係

道州と市町村の関係では、市町村に関係する道州の自治立法や政策案に関する調整を図る仕組みを設ける。このときに、市町村と道州の関係を道州の立法にあまり決めさせると、対等協力の関係でなくなるおそれがある。もう一つは財源調整が非常に難しくなることがある。この二つの理由から、地方制度調査会でも意見がまとまらなかつた。

(7) 大都市等に関する制度

道州と大都市等に関する制度は、道州制の導入に際しては大都市圏域にふさわしい仕組み、事務配分の特例およびこれらに見合った税財政制度等を設けることが適当である。三大都市圏をみると、首都圏と中部圏、関西圏は全く実態が違うので、一つの決め方はできない。それぞれの実態にあわせて制度設計をしていくことが必要なので、あえて答申には書いていない。

(8) 都道府県の区域の取扱い

それから現在の都道府県の区域の取扱いも大きな話題になったが、都道府県は廃止する。

廃止しても、その区域は長い歴史を有し、国民の意識に深く定着していることから、名称は引き続き利用されることが考えられる。さらに、都道府県であった区域、あるいは「これを更に区分した区域」という表現を使っている。これはある知事から、「今の都道府県だけではなく、昔の国の区域も一つの意味があるので、そういうところも考慮してください。」という要望にあわせて、「これを更に区分した区域」という書き方をしている。しかし、都道府県を地方公共団体として残すことではない。

(9) 道州制の地方税財政制度

道州制の地方税財政制度では、国からの事務権限の移譲に伴う適切な税源移譲、同時に地方税中心の地方財政構造を構築する。その際に偏在度の低い税目を中心とした地方税の充実などを図り、分権型社会に対応し得る地方税体系を実現する。税源の安定性がよく言われているが、税源の安定性とは年度による差が少ないと同時に、需要に対する安定性が必要である。だから、その両方を汲んだ形で、分権型社会に対応する地方税体系と言っている。

それから税制や事務配分の動向を踏まえ、各道州や地方市町村における税源と財政需要に応じて適切な財政調整を行う。

(10) 道州制への移行

道州への移行は必要な計画期間を設けたう

えで、全国において同時に使うものとする。ただし、それより先に道州の制度を探りたいというところがあれば、先行して実施することもできる。

道州制の導入の判断とプロセス

次に道州制の導入の判断とプロセスである。地方制度調査会の答申を要約すると、道州制の導入とは国と地方の双方の政府のあり方を再構築するから、非常に広範にわたる検討課題を持っている。従って、その道州制の導入に関する判断は、国民的論議の動向を踏まえて行われるべきである。政府においては、引き続き幅広い見地から検討を進めるとともに、国民的論議の深まりに資するよう適切な役割を果たしていく。そして、地方分権の推進に向けた道州制の導入の機運が高まる場合に、その理念やプロセス等を規定する推進法制を整備する。

政府には、これからもっと道州制について積極的に取り組んでもらいたい。例えば、道州制による経済効果、道州制を導入した場合の行政効率の目標、具体的な国からの権限移譲事務や道州制の区域、税財源配分に関する財政調整の検討を進めてもらいたい。

道州制の推進法制の整備は、答申では道州制の導入の機運が高まる場合としているが、「高まる場合まで待つ」と言っているわけではない。もし、先に推進法制を整備すべきではないかという議論があれば、推進法制の整備を先行してもらう。

その判断は、政治が下すべきだと思っている。この一連の大きな改革は、今までの基盤を根本的に作り直していかなければならないという判断になる。だから、政治に携わる人の適切な判断と情熱に期待している。

道州制導入後の地方政治行政体制の構図

それから、道州制導入後の地方政治行政体制の構図である。地方制度調査会の道州制では、都道府県の権能を大幅に市町村に委譲していくことになる。従って、基礎自治体は幅広い事務を処理していかなければならない。現在、基礎自治体では合併が進んでいるが、県の行っている仕事の大半を引き受けられるような基礎自治体にしていかなければならない。そのためには、基礎自治体と広域自治体との役割分担をはっきりさせる。

その際に問題なのは、合併したくない、これ以上は規模能力を大きくしたくないという基礎自治体がある。しかし、基礎自治体が大幅な権限委譲でも何でも消化できれば結構である。ただ、合併はしたいけれども合併ができぬところには手を打たなければいけない。

特に農山漁村地域でどうしても合併ができないならば、周辺の基礎自治体の職員と機関を共同設置して、権限と事務権能は引き受けてもらう。それができなければ、都道府県がそこだけにかかる仕事を持ったまま道州制に移行するのは非常に不合理である。

もう1点、今度は道州の中をどうするかということである。州都をどうするかとよく聞

かれる。州都の問題は、九州経済同友会の九州自治州構想の中では、行政と経済の中心を分散させるとともに、各都市の文化・産業等の特色を生かした多極的構造の地域づくりを目指すべきであると書かれている。多極型構造については、私も賛成である。

州都は議会が開かれる場所だというならば、議会は完全に持ち回りでもよいと思う。それから長の執行部の組織も何も1カ所に集中しておく必要は全くない。場合によっては、長の執務室も持ちまわっても構わないと思う。私は、現在の交通・情報・通信体系の整備やＩＴの発達のもとでは、十分に可能だと思っている。だから、州都が定まらないから道州制ができないことはない。

それから、州の中の各地方における組織の問題がある。本庁が移ることはあってもどこかが本庁になるが、同時に出先の組織や分野ごとに必要なことがたくさんあることは、当然予想されるから、適切な場所に出先の組織は置くことになるだろう。

一方で、大都市圏の問題がある。道州制導入の一つの大きな背景として、歴史的に大都市圏を取り巻く府県の相克という問題があった。しかし、道州制を導入すると、その問題は理論的には解消し得る。ただし、今度は逆に大都市圏はそのままの大都市圏でいいかという話になる。大都市圏域とは、福岡を見てわかるように、経済社会的には大きな圏域を持っている。そんな大都市の基礎自治体を作ることは、基礎自治体としての性格から適切

ではない。しかし現実にそういう社会経済実態があれば、それを反映した体制も必要だろう。

私は道州制を導入した時には、大都市共同体という制度で、大都市と周辺地域とが連合制度を組んで、問題を解決し、道州はそういう問題からはできるだけ手を引いていくほうが良いと思っている。それは、現在の国会での法改正で可能になる道が開ける。

現在、副市町村長制を行っている。今度法律を改正すると、一つの大都市共同体の中で、福岡市と東のほうの問題を解決する担当の副連合長、福岡市と南のほうの関係を担当する副連合長、西のほうの課題を解決する副連合長という制度を採ることによって、連合長は副連合長に全面的に権限を委任することが可能になる。同時に、議会はそれに応じた常任委員会を置けばよい。それによって、大都市圏共同体が動くようになる。私は、道州制のもとにおいてはそういう制度を採れると思う。

道州制下における圏域形成と地域の創造的発展

最後に、この道州制下における圏域形成と地域の創造的発展である。道州制の導入はそれ自体が目的ではなく、手段である。究極は、住民の福祉の向上という目標を達成するために最もふさわしい地域の政治行政のシステムをどういうふうに考えるかということになる。

私は、特に道州制における圏域形成と地域の創造的発展ということを強調しようと思っていたら、5月4日の読売新聞の論点に、関

西経済同友会の松下正幸代表幹事が非常に良いことを書いていたので、読み上げてそれに代えさせて頂きたい。

「松下電器ではドメイン制を導入して、会社事業を主要な分野ごとに大きくくり化した。そして事業部を束ねてドメイン会社の社長に本社の権限・決定権を大幅に移譲した。ドメイン会社はいちいち本社にお伺いを立てることなく、市場の変化に迅速に対応しながら、現場で必要な自己決定ができる。市場や顧客と向き合って生き生きとして活動をしている。大きな環境変化に合わせて戦略や組織のあり方、意思決定の仕組みなどを絶えず見直していく必要があるという点においては、企業も国家も地域も同じことだと思う。この意味から国や地域のリーダーには国家経営、地域経営という経営者としての視点が求められる。そして、国家財政が危機に瀕する中、国と地方の事業の選択と集中を図ることが重要だ。道州制では、松下電器のドメイン制同様、全

国をいくつかのブロックに大別する。それにより都道府県制の中では進めにくかった選択と集中が進み、道州内の効率化が加速するはずだ。そのためには道州に国の権限や税財源を移譲し、道州内のことは道州が自己決定できるような仕組みを整備しておく必要がある。ドメイン制と同様に権限や決定権を現場に移譲することによって、地域の実情に合わせて無駄を除き、地域に本当に必要なものにだけ投資が行われるようになる。世界には北海道や四国の規模の国がたくさんある。日本も地域のことを国が決めるのではなく、地域自身で決定できればかわってくる。中央集権の一的な行政によって閉塞状況にある地域が生き生きと蘇るはずだ。」

私はこれを言いたかった。この松下さんのコラムを最後にご紹介して、私のお話を終わらせて頂く。

(文責在：九経調)